

各種医療費のお知らせ

【ひとり親家庭等医療費助成制度】

対象者

親……本村に住所がある20歳未満の児童を扶養している父または母

子……18歳に達する日以後の3月31日まで（高校卒業まで）

・助成対象額
医療費の一部負担金の3分の2

・申請期限
診療月の翌月から1年以内

・支給対象
申請月の翌月から

・所得制限
あり（児童を扶養している人・扶養義務者）

※毎年8月1日に受給資格確認を行います。

※ひとり親とは？

・父母が婚姻を解消し現に婚姻をしていない児童

・父または母が死亡した児童

・父または母の生死が明らかではない児童

・父または母から1年以上遺棄されている児童

・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

・父または母が海外にあるため扶養を受けることができない児童

・父または母が精神または身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている児童

・母が婚姻によらないで懐胎した児童

・父または母が配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律の規定を受けた児童

【寡婦医療特別給付制度】

対象者

本村に住所があつて、夫と死別または離婚後再婚していない65歳から69歳までの女性（転入者は、転入日から3カ月以上本村に住所がある人）

・助成対象額
医療費の一部負担金が1件あたり

1,000円を超えた時の2分の1

・申請期限
診療月の翌月から1年以内

・支給対象
申請月の翌月から

・所得制限
なし

※寡婦とは？

本村に住所がある夫と死別または離婚し、再婚していない65歳から69歳ま

での女性

【乳幼児医療費助成制度】

対象者

本村に住所がある0歳から6歳（就学前まで）

※転入の場合は、転入日から該当

・助成対象額
医療費の一部負担金

・支給対象
申請月から

・所得制限
なし

【児童医療特別給付制度】

対象者

村内に住所がある小中学生

・助成対象額
医療費の一部負担金で年間10万円（4月から翌年3月まで）

・支給対象
申請月から

・所得制限
なし



■申請時に必要なもの

① 印鑑

② 通帳

③ 医療費を受給する人の保険証

④ ひとり親家庭等該当者のみ、1月1日現在、本村に住所登録がなかった人は、所得証明書を持参してください。

■申請時の注意事項

① 受診した翌月に、医療機関から証明を受けるか、領収書を所定の申請書に添付して記名、押印のうえ、提出してください。

※支給は月が経過したものになります。当月の分で月の途中に申請されたものは翌々月の支給になりますのでご注意ください。

② 支給対象となる費用は保険適用となる医療費（一部負担金）のみです。入院時の室料差額、予防接種代、薬の容器代などの「自費負担金」は対象になりません。

③ 証明に代えて領収書を貼付される場合は、1カ月分、1つの医療機関ごとに1枚の申請書に貼付して申請してください。領収書は受診日が基準になります。領収書の発行日ではあ

りません。

(例) 1カ月に同じ病院に3回通院し、

同じ薬局で3回調剤した

↓病院3回分を1枚の申請書、薬

局3回分を1枚の申請書に貼付

し、記名、押印して提出する

(医療機関が別の場合は同月分

であっても別々に貼付する)

④領収書を貼付する場合は、1カ月分

の領収書(同一医療機関分)をまとめ

のりで貼付して提出してください。

⑤申請書用紙は各庁舎(白水、久木野、

長陽)の窓口へ備え付けてあります

ので、必要に応じてご利用ください。

⑥提出は各庁舎の窓口で提出できます

ので、お近くの庁舎窓口へ提出して

ください。

⑦申請は各医療費制度の期限に従って

申請してください。

よくある質問

Q 支給日について

A 申請された次の月の第4木曜日が

支給予定日になります。

Q

高額医療費など公費負担金がある

A

高額医療費、付加給付費および他

の法令等の規定により公費負担金

がある場合は、その額を控除した

額が支給対象となりますので、高

このとり支援事業のお知らせ

村では、子どものいないご夫婦に、不妊・不育治療に要する費用の一部を助成しています。

■対象者

- ①不妊症または不育症の治療を行っている夫婦。
- ②本村に住民票がある夫婦。
- ③婚姻後1年以上経過し、子どもがいない夫婦。
- ④国民健康保険または各種社会保険等に加入していること。
- ⑤夫婦及び同一世帯員に村税等の滞納がないこと。
- ⑥妻の年齢が43歳未満であること。

※⑥については、平成28年4月1日以降適用(平成28年3月31日までは43歳以上の人も従来通り助成を受けられます。)

■助成対象の範囲

- ・不妊または不育治療等に要する医療費の自己負担金。(ただし、入院時の差額ベッド代、食事代、文書代、時間外対応加算など、不妊・不育治療に直接関係ない費用や、高額療養費などの公的負担金は除きます。)
- ・熊本県等の同様の助成金を除いた自己負担金。
- ・その他、村長が認める費用の一部。

■助成額

夫婦一組当たり年間20万円まで。

■手続き

治療を受けた月の翌月から6カ月以内に申請書類等を役場健康推進課保健係に提出してください。

額療養費等に該当する際はそちらを先に申請してください。

Q

児童の受給者証はあるのですか

医療費受給者証は乳幼児とひとり

親のみとなります。児童医療は村

独自の補助のため受給者証はあり

ません。年齢到達、転出などで乳

幼児、ひとり親の資格を喪失した

場合はお近くの窓口までご返還く

ださい。

Q

保険証や通帳が変わった場合各庁舎窓口にて届け出をしてください。

Q

予防接種・検診の費用は対象になりますか?

A

助成対象は一部負担金になるので対象にはなりません。

Q

転出する場合はいつまでが助成の対象ですか

A

転出した場合の医療費は転出した日までになかった医療費が対象になります。

Q

※ひとり親家庭等医療費助成制度は転出された月までが対象。

A

転出した場合、受給者証はお近くの庁舎にて返還してください。

〈申し込み・問い合わせ〉

役場 健康推進課保健係 TEL(62)9180